

## 職員の懲戒処分等について

地方公務員法第29条等に基づき、消防職員の懲戒処分等を行いましたので、次のとおり公表します。

### 1 処分

#### (1) 事案の概要《飲酒運転等》

飲酒運転により、物の損壊に係る交通事故を起こして、乗員の確認や警察に通報するなどの必要な措置を講じなかったもの。

#### (2) 懲戒処分等の内容

##### ア 当事者

所属	階級	年齢	性別	非違行為概要	処分内容
鏡消防署	消防士	20歳代	男	飲酒運転 (令和8年1月発生)	懲戒免職

##### イ 管理監督者

上記の非違行為における指導監督不適正によるもの。

No.	所属	階級	職名	内容
1	鏡消防署	消防司令長	署長	訓告
2	鏡消防署	消防司令	副署長兼消防課長	訓告
3	鏡消防署	消防司令補	主幹兼係長	訓告

※ 上記(1)、(2)表中の「所属」、「階級」、「職名」は、事案発生当時によるもの。

### 2 懲戒処分の年月日

令和8年5月18日(月)

### 3 消防長からのお詫び

今回、当事者が飲酒した約3時間後に、体内でアルコールが残っている状態で、自家用車を運転し、さらに、生命、身体を守るべき立場の消防士が物損事故を起こして必要な措置を講じずに立ち去った行為は、重大な非違行為と認定して厳正に処分しました。

住民の皆様方をはじめ、行政全体に対する信頼を著しく低下させることとなりましたことに対して、心から深くお詫び申し上げます。

本組合といたしましては、飲酒運転の撲滅に向けた取り組みや公務員としての服務規律の確保に係る取り組みを今以上に強化し、今後は更なる危機感を持って再発防止策を講じてまいります。